

## 愛媛県立大洲高等学校における部活動に係る活動方針

スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の部活動の在り方に関する方針を以下のように定める。

### 1 活動計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、必要に応じて活動実績を報告する。
- (2) 校長は、必要に応じて毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、指導者の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 本活動方針をホームページで公開する。

### 2 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、本校の生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、以下のように定める。

- (1) 年間平均で、週当たり2日程度の休養日を設ける。  
※ 平日の休養日を1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）の休養日を1日とする。ただし、週末に大会・練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。
- (2) 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、(1)以外にもまとまった休養日を設定する。
- (3) 平日の活動時間は、19時（年間を通して平均2時間程度）までとする。時期実情に応じて延長の場合もありうる。学校の休養日の通常の活動時間は、年間を通して平均3時間程度とする。（練習試合等特別な場合は、除く。）

### 3 安全かつ健全な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、気温・湿度等の環境条件に配慮し、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応する。